財産調査のコツって？

否認権の行使ってどうするの？

申立てが遅れると生じるリスクは？

思わぬトラブルを回避するには？

つまずかないシリーズ第6弾！

こんなところでつまずかない！

破産事件21のメソッド

東京弁護士会 親和全期会　編著

A5判／212頁　定価：本体2,500円＋税

本書の特色

◆破産事件の実務においてつまずきやすいポイントを、先輩弁護士が21のメソッドごとに体験談を紹介！

◆申立代理人・破産管財人双方の体験談を掲載！

◆若手弁護士にとって、「破産事件」対応への苦手意識・不安を軽減する一冊！

姉妹書

『こんなところでつまずかない！ 弁護士21のルール』
『こんなところでつまずかない！ 交通事故事件21のメソッド』
『こんなところでつまずかない！ 離婚事件21のメソッド』
『こんなところでつまずかない！ 不動産事件21のメソッド』
『こんなところでつまずかない！ 相続事件21のメソッド』
東京弁護士会 親和全期会　編著 も好評発売中！

DAI-ICHI HOKI 第一法規
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp
Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

Method
17 在庫保全

▸ 在庫を制する者は管財業務を制する（?）

――法人破産の場合、当該法人が多数の在庫を有していることも多い。また、その在庫は倉庫にまとめて保管されているとは限らず、売場や店舗などに点在していることもある。破産管財人にとって、在庫保全に万全を期すのは破産財団形成に向けた重要な第一歩であるが、どのようなことを心がける必要があるだろうか。

現場の保全

破産法79条は、「破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない」とし、破産管財人には、破産財団に属する財産の管理に直ちに着手すべき職責がある旨定めています。

混乱が予想される破産手続開始決定発令直後において、在庫を含めた財産の散逸を防止するには、何よりも初動、すなわち在庫が保管されている本社や営業所、倉庫等に行ったうえで、告示書を貼付し、施錠を行うなどの対応が重要となります。在庫を営業所に長く留め置けない事情がある場合には、破産管財人が管理が容易な場所への発送手続を行うなどの対応が必要となることも考えられます。

体験談 2

破産手続開始決定日を意識する

弁護士７年目　女性

破産手続開始決定日を意識していますか

営業中の法人の破産申立であれば、いわゆるＸデーとなる破産申立日及び破産手続開始決定日は、破産者本人と綿密な打合せをし、さまざまな要素を考慮したうえで、裁判所とも協議のうえ決めることが多く、高い意識を持って選定されていると思われます。

しかしながら、例えば、特段急ぐ事情のない個人の破産申立において、破産手続開始決定日を意識して破産申立をしているでしょうか。

破産申立書類の準備が整ったときが申立日であったり、収集した書類の有効期限が迫ってきたから慌てて申立てをした……なんてこともあるかもしれません。

東京地方裁判所では、開始決定日について特段の希望がない破産事件は全件、即日面接をした週の翌週水曜日午後５時に開始決定をする運用となっています。

したがって、特段の意識なく破産申立をすると、開始決定日も受動的に定められることになります。

しかし、破産法34条１項は、破産手続開始決定時において破産者が有する一切の財産を破産財団とすると定めています。

破産申立時には、破産申立書類一式の中で、申立て時の破産者の資産を詳細に報告しますが、破産申立時が基準ではないことに留意すべきです。

ワンポイントアドバイス

契約の名義と実際の保険料負担者が異なる場合

普段、破産事件を扱う中で、保険契約については、保険料を実際に支払ってきた者が、契約者本人と違うというケースが多々あります。

例えば、保険契約の名義が破産者本人であるにも関わらず、実際の保険料を支払ってきた者が破産者の父母などの親族であるような場合です。

このように、保険料の負担者が、契約者と異なる場合に、当該保険契約は、破産財団に属しないのではないかと、申立人側から主張されることがあります。

『破産管財の手引〈第２版〉』188頁によると、最終的には、①保険契約を締結した事情、②保険契約を破産者とした理由、③破産者の関与の程度、④保険料を誰がどのような財産から負担したか等の事情を検討のうえ、具体的な問題ごとに妥当な解決を図ることとなるとされています。

実務上は、まずは、上記①から④の事情を丁寧に、ヒアリングしたう

先輩弁護士の成功・失敗談から学んで、破産事件で、もうつまずかない！

Contents

Method 01 ▶ 受任にあたって ――ヒアリングと委任契約は慎重に
Method 02 ▶ 破産の回避 ――その破産申立、本当に必要ですか?
Method 03 ▶ 受任後申立てまでにあたって ――申立ては速やかに!
Method 04 ▶ 申立書作成・予納金準備 ――郷に入っては郷に従え!
Method 05 ▶ 法人破産の申立て ――個人破産との違いに注意
Column ▶ 従業員への対応
Method 06 ▶ 申立て時 ――事前調査は手続の羅針盤
Column ▶ 開始決定までの期間
Method 07 ▶ 管財業務一般 ――迅速に着手せよ!
Column ▶ 管理システム解除のタイミング
Column ▶ 引継ぎ書類を選別せよ!
Method 08 ▶ 破産開始後の事業の継続 ――事業継続できるか否か、それが問題だ
Method 09 ▶ 債権調査 ――債権の管理、さぼってませんか?
Method 10 ▶ 財団債権・優先的破産債権 ――区別と順位付け、ちゃんとできますか?
Method 11 ▶ 破産手続中の不測の事態 ――備えなくても憂いなし
Method 12 ▶ 否認権 ――慎重に検討し、やるとなったら迷いなく
Method 13 ▶ 財産の調査 ――小さなことからコツコツと
Method 14 ▶ 自由財産の拡張 ――事情検討は丁寧に
Method 15 ▶ 生命保険・私的年金 ――換価方法には要注意!
Method 16 ▶ 不動産の売却 ――誰か早く高く買ってくれませんか?
Method 17 ▶ 在庫保全 ――在庫を制する者は管財業務を制する(?)
Method 18 ▶ 破産者が使用していた自動車 ――換価か放棄か見極めは素早く
Method 19 ▶ 破産財団に帰属する労働債権 ――債権の種類の違いを意識して
Method 20 ▶ 把握・換価が困難な破産財団 ――それ、売れるかも!?
Method 21 ▶ 免責 ――その人、本当に免責でいいですか?

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>
第一法規　破産事件21　検索
CLICK!